

新潟県警察情報管理システムによる少年相談管理システム運用要領の制定について（例規通達）

平成30年11月28日

本部（少）第27号

〔沿革〕 令和元年11月本部（情管）第35号、5年3月第16号、12月第58号、8年3月本部（警務）第17号改正

少年相談等に関する情報を一元的に管理し、少年相談等業務の迅速かつ的確な対応を推進するため、新潟県警察情報管理システムによる少年相談管理システム運用要領を別添のとおり制定し、平成31年1月15日から実施することとしたので、適正かつ円滑な運用及び積極的な活用に努められたい。

別添

新潟県警察情報管理システムによる少年相談管理システム運用要領

第1 趣旨

この要領は、新潟県警察情報管理システムによる少年相談管理システム（以下「少年相談管理システム」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において「少年相談等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 少年相談

少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。）第8条並びに少年警察活動規程（平成19年本部訓令第21号。以下「活動規程」という。）第19条及び第20条並びに少年相談実施要領の制定について（平成15年本部訓令第11号）に定めるもの

(2) 継続補導

活動規則第8条（第13条第3項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）並びに活動規程第21条及び第22条に定めるもの

(3) 被害少年支援

活動規則第36条並びに活動規程第75条及び第76条に定めるもの

第3 少年相談管理システムの概要

少年相談管理システムとは、少年相談等業務の迅速かつ的確な対応を推進するため、新潟県警察情報管理システムを用いて、少年相談等に関する情報（以下「少年相談等情報」という。）を一元的に管理するシステムをいう。

第4 運用管理体制

1 運用主管課長

- (1) 県本部に運用主管課長を置き、生活安全部人身安全・少年課長をもって充てる。
- (2) 運用主管課長は、少年相談管理システムの適正かつ円滑な運用並びに運用全般の企画、指導及び調整を行うものとする。

2 運用管理者

- (1) 少年相談管理システムを運用する各所属に運用管理者を置き、所属長をもって

充てる。

(2) 運用管理者は、少年相談管理システムの運用に関し、この要領に定めるもののほか、必要な事務を処理するものとする。

3 運用管理補助者

運用管理者を補助するため、運用管理補助者を置き、県本部の所属にあつては警部以上の階級又は同相当職の職にある者のうちから運用管理者が指定する者を、署にあつては生活安全課長又は刑事生活安全課長をもって充てる。

4 運用担当者

運用担当者は、運用管理者が指定し、システム総括責任者からアクセス権を付与された者とする。

第5 登録、照会等

1 登録

(1) 運用管理者は、少年相談等情報を認知したときは、運用担当者に当該情報を登録させるものとする。

(2) 運用担当者は、登録した情報を必要により印字し、運用管理者への報告に使用することができる。

2 修正、追加及び削除

運用管理者は、登録された少年相談等情報の修正、追加及び削除の必要があるときは、運用主管課長と協議の上、運用担当者に必要な処理をさせるものとする。

3 照会

運用管理者は、少年警察活動に関して必要があるときは、運用担当者に登録された少年相談等情報を照会させることができる。

第6 業務管理

運用管理者及び運用管理補助者は、少年相談管理システムに登録された少年相談等情報の対応状況を継続的に把握・管理し、迅速かつ的確な対応を推進するものとする。

第7 安全の確保

少年相談管理システムにおける個人情報その他の情報の取扱いについては、新潟県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年本部訓令第6号）及びこれに基づいて定められた情報セキュリティに関する事項により、その安全を確保しなければならない。

第8 細目的事項

この要領に定めるもののほか、少年相談管理システムに関して必要な事項は、別に定めるものとする。